

日本衣服学会賞授賞内規

- 1 日本衣服学会賞の授賞は、本内規により行う。
- 2 本学会は、衣服学の進歩発展に顕著な功績のあった会員に対し、日本衣服学会賞を授与する。
- 3 日本衣服学会賞は、論文賞、奨励賞、功労賞、特別賞の4賞とし、その授賞資格は次のとおりとする。
 - (1) 論文賞 衣服学に関する研究分野において顕著な業績をあげた者で、その研究成果を日本衣服学会誌に発表した者。原則として、会員歴10年以上の者。
 - (2) 奨励賞 衣服学の進歩に寄与するすぐれた研究を行い、前年度末までの5年間に、日本衣服学会誌に報文が掲載された会員歴3年以上の者で、将来の発展を期待し得る者。
 - (3) 功労賞 永年にわたり衣服学の発展、普及、教育に貢献した者。
 - (4) 特別賞 衣服学会の運営に尽力し、学会の発展に寄与した者。
- 4 授賞者には、総会において表彰状及び副賞を贈る。これらに要する費用は、本会経費をもって充当する。
- 5 各賞の選考基準は次のとおりとする。
 - (1) 論文賞、奨励賞の選考基準は、論文賞及び奨励賞に関する申し合わせに従う。
 - (2) 功労賞 次の基準を満たす者とする。
 - ① 幹事及び監事の役員歴合算10年以上の者。
 - ② 特に功労のあった正会員。
 - (3) 特別賞 次の基準を満たす者とする。
 - ① 役員歴が6年以上の者。
 - ② 学会の発展に特に寄与した正会員。
- 6 論文賞及び奨励賞授賞者の選定手続は次のとおりとする。
 - (1) 会長は、授賞候補者の推薦依頼を学会誌に公示するとともに、論文賞・奨励賞選考委員会(以下選考委員会という)を設置する。
 - (2) 論文賞及び奨励賞の推薦は、正会員からの推薦及び自薦によるものとする。
 - (3) 公示した論文賞及び奨励賞の推薦に当たっては、規定の推薦書(様式1)を3月20日までに会長に提出する。
 - (4) 会長は、受理した推薦書を含め、選考委員会に被推薦者に関する選考を付託する。
 - (5) 選考委員会の委員長は、選考に先立って被推薦者に次の書類の提出を求める。
 - ①略歴書(様式2)
 - ②3(1)または3(2)に該当する主な研究成果の統一テーマと、このテーマに関係する本学会誌に掲載された対象論文の目録(研究概要・様式3)及び別刷り又はコピー
 - ③被推薦者の全ての研究業績目録
 - (6) 選考委員会において、論文賞及び奨励賞に関する規定に基づき、表彰に値する各賞の授賞候補者を選考し、選考理由をつけて9月の幹事会までに会長に報告する。
- (7) 会長は選考委員会の報告に基づき、幹事に諮り授賞者を決定する。
- 7 功労賞及び特別賞授賞者の選定手続は次のとおりとする。
 - (1) 功労賞及び特別賞授賞候補者は、各選考基準に基づき、功労賞及び特別賞推薦委員会(以下推薦委員会という)が推薦する。
 - (2) 功労賞及び特別賞推薦委員会の委員長は、選考に先立って被推薦者に略歴書(様式2)の提出を求める。
 - (3) 推薦委員会において、表彰に値する各賞の授賞候補者を選考し、推薦理由をつけて9月の幹事会までに会長に報告する。
 - (4) 会長は、推薦委員会の推薦に基づき、幹事に諮り授賞者を決定する。
- 8 選考委員会及び推薦委員会の委員の選任、運営は次のとおりとする。
 - (1) 選考委員会の委員は、10名以内とし、幹事会で決定する。委員長及び副委員長の選出は互選による。
 - (2) 推薦委員会の委員は、幹事及び監事経験者の5名によって構成し、委員長の選出は互選による。
 - (3) 選考委員会及び推薦委員会の運営は以下による。
 - ①委員会の成立要件は、過半数とする。
 - ②授賞候補者及び共著者は、委員になることはできない。
 - ③欠席委員は、書面により意見を述べることができる。
- 9 その他
 - (1) 同一年度に、同一人に対する本学会の種類の異なる2つの学会賞の授賞は行わない。
 - (2) 論文賞並びに奨励賞の授賞者は毎年度各2名程度とする。
 - (3) 推薦された全ての候補者が不適格又は候補者がいない場合は、その年度の授賞は見送る。

附則

この内規は、平成9年11月1日から施行する。

改訂 平成15年11月8日

改訂 平成17年9月10日

改訂 平成20年7月12日

改訂 平成22年9月4日

改訂 平成26年7月5日

改訂 平成28年9月2日